

なかたまりちくかつせいかげいかく  
**中田万里地区活性化計画**

広島県竹原市

平成25年3月

## 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	中田万里地区活性化計画
都道府県名	広島県
市町村名	竹原市
地区名	中田万里地区

計画期間　平成25年度～平成29年度

目標　生産基盤の整備により、農地の集積と効率的な経営を行うことで、地域の核となる経営力の高い担い手を育成し、地域内での雇用創出等により地域農業の活性化を図り、世帯数を増加(95世帯→96世帯)させる。

### 目標設定の考え方

#### 地区の概要：

本地区は、竹原市の北西部に位置し、二級河川田万里川と国道2号沿い及び錦師原川沿いの農地を対象とした区域である。地区の東側は「下田万里地区」として基盤整備が平成21年度に工事完了しており、西側は「上田万里地区」として今現在、整備を進めている。  
気候は年間を通して比較的温暖であり、地形は谷沿いの急傾斜斜面であるが、総じて急傾斜の農地が多い。  
農業は水稻を中心に行われており、筆面積は小さく、形状が不整形であり、機械利用が困難な農地も少なくない。

#### 現状と課題

本地区の農業は水稻を中心として、少量の野菜で行われているが、戸当たり耕作面積は4ha程度、一枚当たりの面積は40a程度と狭小であり、営農に多大な労力を必要としている。  
近年の人口減少(平成20年4月213人→平成24年4月202人(△5.2%))による過疎化、農業従事者の高齢化(平成22年53.2%→平成23年56.3%)が進行することで、今後の農業経営が不安定になるとともに、労働力不足により休耕田となるなど、利用されていない農地が存在する。そのため、農業の維持が困難な状況になると予想され、地域活力と集落機能の低下を招くことにもなることから、将来における地域農業と農村の活性化を維持するため、法人への集積を図り、効率のよい農業を行える基盤を整備することが課題となっている。

#### 今後の展開方向等

農業従事者の高齢化と後継者不足による農業の弱体化は、地域の活力低下を招く。そこで、本地區では生産基盤の整備により、大型機械等の利用による効率的な作業により農地集積を加速させ、地域の核となる経営力の高い担い手を育成し、地域内での雇用創出等により、地域の活力の向上が図られることから、定住世帯数を95世帯→96世帯とすることで地域の活性化を目指す。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

### (3) 開辦事業(施行規則第2條第3項)

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項

### 3 活性化計画の区域

中田万里地区(広島県竹原市)	区域面積	441.0ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 本区域の総面積は441.0haであり、このうち農林地面積は410.5haであり、活性化計画区域の93%を占める。 また、全就業者数(196人)のうち農林漁業従事者数(64人)であり、本区域において農林漁業は重要な事業である。 ※活性化計画区域面積(441.0ha)、山林面積(369.4ha)は面測による。農地面積(41.1ha)は固定資産税課税台帳の現況地籍の田及び畠。 ※全就業者数(196人)は住民基本台帳の生産年齢人口。農林漁業従事者(64人)は農家台帳。		
②法第3条第2号関係： 区域人口の減少(平成20年4月 213人→平成24年4月 202人、5.2%減少) (住民基本台帳による) 区域の高齢化(平成22年 35.7%(75人/210人)→23年 37.4%(77人/206人)) (住民基本台帳による) 農業従事者の高齢化(平成22年 53.2%(41人/77人)→平成23年 56.3%(36人/64人)) (農家台帳による) また、本基盤整備は、竹原市総合計画、竹原市農業振興地域整備計画に位置付けられており、 農山漁村活性化を図り定住を促進している地域である。		
③法第3条第3号関係： 本区域は人口集中地区ではなく、集落形態は散居であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	登記簿	現況	地積(㎡)	権利の種類(※1)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの	土地の所有者	農地(※2)	市民農園整備促進法法第2条第1号イ・ロの別	市民農園施設種別(※3)	備考
						権利の種類(※1)	住所						

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用賃借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用賃借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用賃借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用賃借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

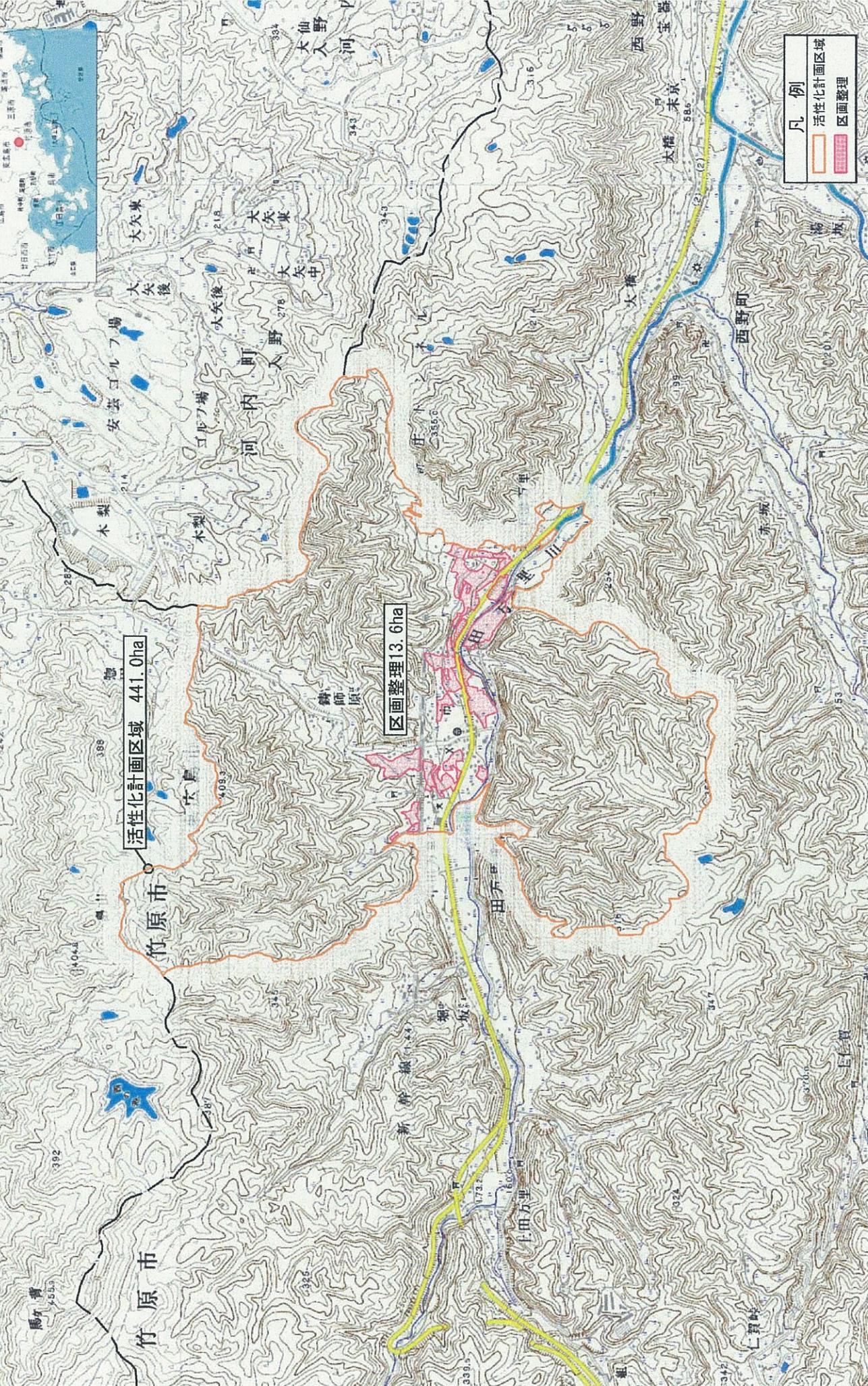
## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了年度の翌年度(平成30年度)5月に、住民基本台帳を基に、同年4月1日現在における世帯数について把握した上で、市及び県が目標の達成状況の検証を行い、評価の妥当性について第三者への意見聴取を行う。

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

## 広島県竹原市 中田万里地区活性化計画区域図

S = 1 / 25,000



凡例  
活性化計画区域  
区画整理

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ひろしまけん (代表)広島県	平成25年度～平成29年度
ひろしまけんたけはらし 広島県 竹原市	

### <連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
農林水産局 農業基盤課(ほうえいきせんく) プロジェクト課	082-513-3650	082-228-1301	noumuki@pref.hiroshima.jp
竹原市 農政産業部 農業基盤課 農改水産係	0846-22-7745	0846-22-8579	sangyo@city.takehara.lg.jp

## I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標		増 加 率 等 の 算 出	
	増加率等		
事業活用活性化計画目標の設定根拠 定住等の促進に資する担い手への農地利用集積	53.05	計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) =(計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha))(目標)×100-(事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha))(現状)×100 (10.4ha÷13.6ha)×100-(3.7ha÷15.8ha)×100=53.05	
事業活用活性化計画目標の設定根拠 基盤整備(区画整理)を実施することにより、大型機械等による効率的な経営が行われ、農地集積の加速化、地域の核となる経営力の高い担い手の育成を推進し地域内での雇用創出等により、地域活力の向上を図ることで活性化計画区域内の世帯数を増加させることを目的としており、そのためには、担い手(集落法人)への農地集積が必要不可欠であることから、事業活用活性化計画目標には、農地利用集積を設定した。			
事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出	
事業活用活性化計画目標の設定根拠			

## II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画と交付対象事業の関連性

(別添)

## 融資主体型支援助成対象者調書

中田万里地区活性化計画（広島県竹原市）

NO	助成対象者名	住 所	代表者名

## 1 助成対象者の概要

- ①農林漁業者等の組織する団体  
 ②農事組合法人  ③その他  
 ④参入法人

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。

## 2 整備内容等

NO	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所
1					
2					
3					

## 3 資金調達計画

NO	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率 (%) B/A	融資率 (%) C/A	担保 措置の 有無	備考 (助成限度率等)
		助成金 B	融資 C	自己資金	その他				
1									
2									
3									
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

## 4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融資名		
融資金額(円)		
償還年数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

### III 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名			連携する施策と交付対象事業の関連性等		
事業メニュー名	地区名				

#### IV 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画



## (参考様式 2)

## 事前点検シート

【実施要領様式】

計画主体名	広島県・竹原市		
計画期間 実施期間	H25～H29 H25～H29	総事業費（交付金）	301,000千円（ 165,550 千円）

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	活性化計画の目標は地域農業の活性化による世帯数の維持であります。事業活動として地元に適合して地元に適合する基本方針を推進する。農業生産農業振興基盤整備計画書を作成する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	「竹原市総合計画」では農業生産農業振興基盤整備計画書を作成する。竹原市が記載され、「竹原市田万里地区」として市長が署名する。また、土地改良事業計画書を作成する。
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになつてゐるか	○	地元広報により広く周知を行い、合意形成を図っている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	地元説明会、地元推進会の営農委員会に女性も参加されている。
事業の推進体制は確立されているか	○	平成24年7月29日に中田万里地区ほ場整備事業推進会を設立した。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	ほ場整備により法人への集積を促進し、法人を育成する。常時従事者を確保することから、目標と事業内容の整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	区画整理の事業内容及び事業量を勘案すると3か年でから5か年が適当であると判断した。

交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	事業費301,000千円のうち165,550千円(55%)、事務費6,318千円のうち3,159千円(50%)であり、限度範囲内である。
---------------------------------	---	--

## 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によつて実施中又は既に完了した施設等等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	本地區は平成25年度新規申請である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定めた基準を満たしているか	○	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等による耐用年数等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	最も短い耐用年数は、アスファルト舗装の10年であり5年以上のものである。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	土地改良事業であることから「土地改良事業の費用対効果分析マニアル(平成19年3月)」により適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となつているか	○	総費用総便益比 1.52 ≥ 1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業実施主体は竹原市であり、要綱別表の要件、要領別表2要件類別6の要件、運用別表要件類別6の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	竹原市への交付であり、個人への交付ではない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし

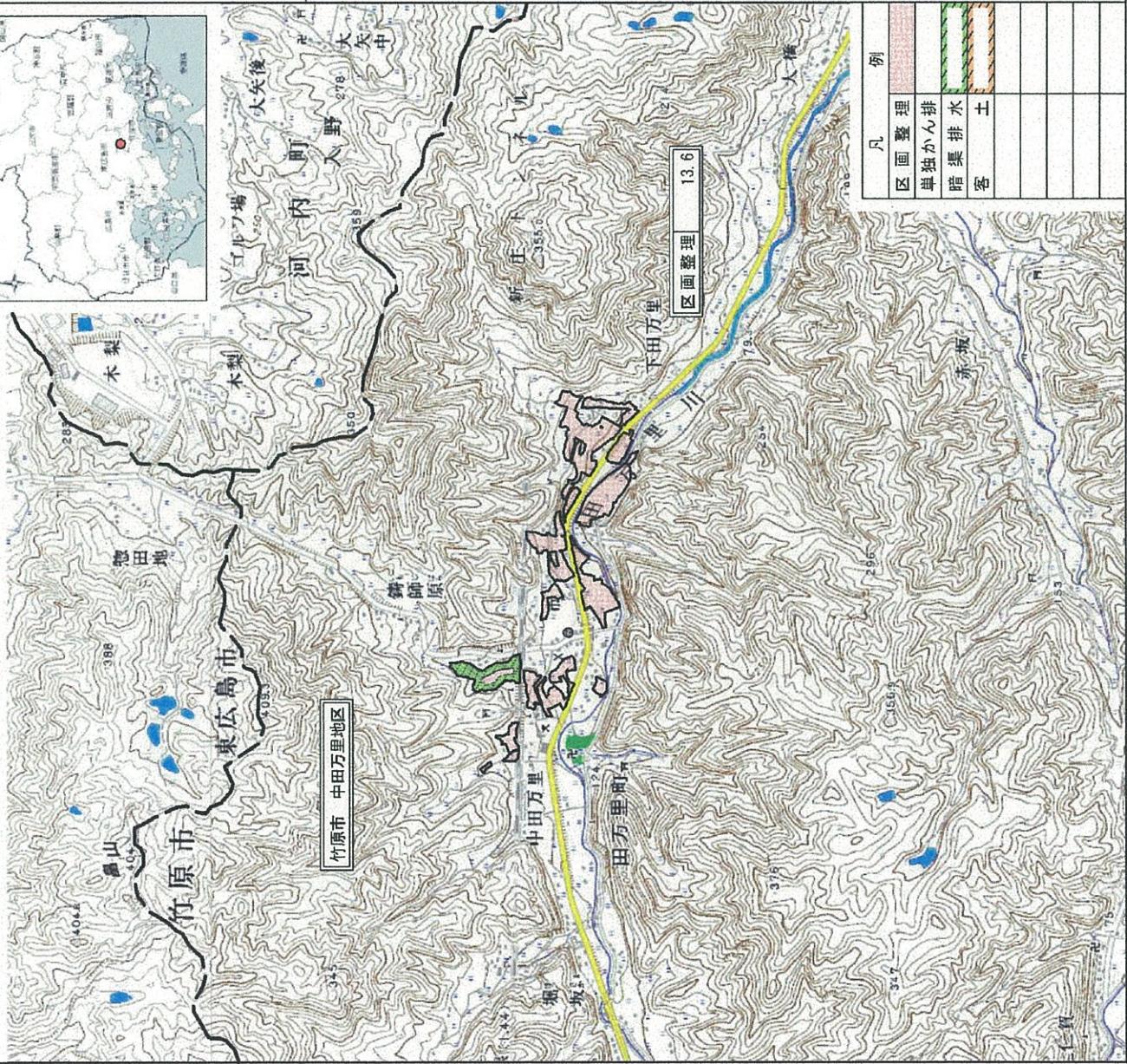
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	一	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	一	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	一	該当なし
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	一	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としないいか	○	農林水産省土地改良工事積算基準に基づき、適切に算定している
建設・整備コストの低減に努めているか	○	暗渠排水資材（もみ殻）は、地元発生材を利用する計画としており、コスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていいないか）	一	該当なし
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていいか）	一	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	一	該当なし
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	一	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	一	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	一	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m <sup>2</sup> 以内であるか	一	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなるか		

地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	一般財源から支出する。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなつているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	竹原市規定により130万円以上は指名競争入札制度を適用する。（地元業者を優先的に取り扱うため）
整備において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	市と受益者間で、道水路についでは、これまでと同様に受益者による管理を行うことで合意している。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなつているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか (ある場合には、事業名を記載すること。)	—	該当なし

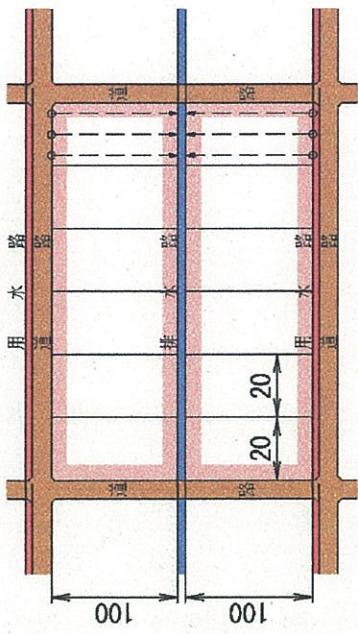
注1 項目にについて該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。  
注2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となつた資料についても併せて公表するものとする。

## 2. 計画概要図

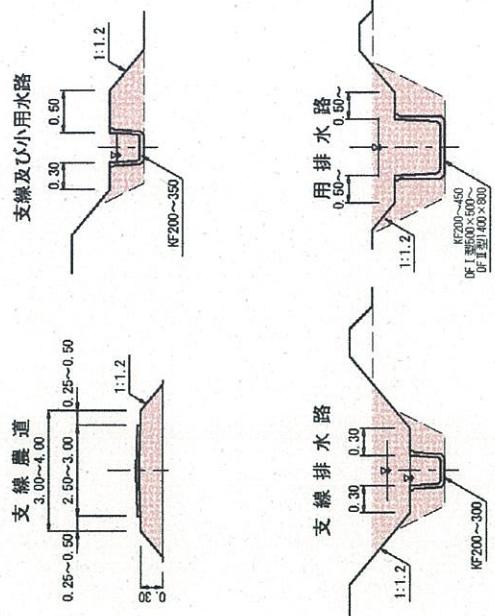
計画平面図 S=1 : 25,000



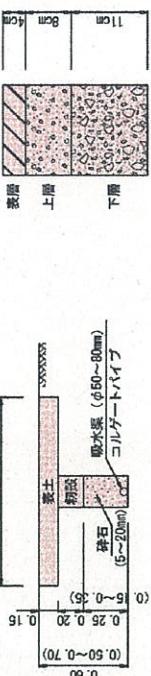
圖面區標



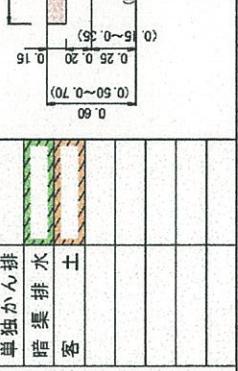
圖面斷斷準標



アスフルト舗装



### 暗渠排水(吸水渠)



凡

区 单 暗 客